

年 月 日

和泉市長 あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること
を記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式第1号（別紙1）

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者氏名

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

- (1) 有
- (2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- (1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

住 所

- (2) 無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

※該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

様式第1号（別紙2）

代理人の有無

地縁団体による団体の名称

代表者名

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏名

住所

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人および地方自治法第260条の10の特別代理人を指します。

※該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式第4号

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、
年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する町（内）会・自治会の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第5号
和泉市告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により告示する。

年 月 日

和泉市長

記

1 名 称

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

3 区 域

4 事 務 所

5 代表者の氏名及び住所 氏 名
住 所

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無

7 代理人の有無
無

8 規約に解散の事由を定めた場合、その事由
(1)
(2)
(3)
(4)

9 認 可 年 月 日

名称	区域																

区域欄 1丁

年 月 日

和泉市長 あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

和泉市長 あて

氏名及び住所

氏 名

住 所

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の団体について告示された事項の証明書の交付を請求します。

記

1 団体の名称

2 事務所の所在地

3 必要部数 _____ 部

様式第9号（地方自治法施行規則第22条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決した事を証する書類

年 月 日

和泉市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、年 月 日貴職
から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したこ
とを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1. 名 称
2. 区 域
3. 主たる事務所の所在地
4. 清算人の氏名及び住所
氏 名
住 所
5. 解散事由

様式第 1 1 号（地方自治法施行規則第 1 9 条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第 2 6 0 条の 3 3 の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 清算の理由

2. 清算終了年月日

年 月 日

年 月 日

和泉市長あて

認可地縁団体

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

（別添書類）

1 合併後の認可地縁団体の規約

2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

5 合併しようとする各認可地縁団体の規約

6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

上記の別添書類に加え、「合併後の認可地縁団体の代表者が認可申請書に記載された者であることを証する書類」と様式第1号の別紙1と別紙2の添付書類が必要です。

様式第13号

承諾書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の39第2項及び第3項に規定する認可地縁団体の合併認可申請にあたり、 年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する町（内）会・自治会の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日

和泉市長あて

認可地縁団体

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

様式第15号
和泉市告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の39第4項の規定により、次のとおり認可地縁団体の合併認可をし、第260条の41第3項の規定による届出があったので、第260条の44の規定により告示する。

年 月 日

和泉市長

記

- 1 合併後の認可地縁団体の名称
- 2 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)
- 3 合併後の認可地縁団体の区域
- 4 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 5 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
- 6 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無
- 7 合併後の認可地縁団体の代理人の有無
無
- 8 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 9 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日
- 10 合併前の各認可地縁団体の名称
- 11 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名 称
区 域
主たる事務所

年 月 日

和泉市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

第 号
年 月 日

(申請団体) 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

和泉市長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の46第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

第 号
年 月 日

（申請団体） 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

和泉市長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議の内容等

- (1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2) 異議を述べた年月日
(3) 異議を述べた理由等

(参考)

○和泉市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則

平成4年8月6日

規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者とする。なお、以下、これらの登録資格を有する者を「代表者等」と総称する。

- (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号に規定する職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人
(平20規則37・一部改正)

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第1号)により市長に対してその旨を申請するものとする。

2 認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、本市において登録している代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

(登録)

第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。

(平20規則37・一部改正)

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
(認可地縁団体印鑑登録原票)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票(様式第2号)を備え、印影のほかに次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格(第2条に規定する登録資格のうちいずれかを記載するものとする。)
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に前項に規定する事項のほか印鑑の登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録できるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第3号)により市長に対して自らその旨を申請しなければならないものとする。この場合において、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書には登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならないものとする。この場合において、個人印鑑を添付するものとする。

(登録事項の修正)

第8条 市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(ただし、認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。なお、第3号又は第4号の事由による登録の抹消については当該印鑑登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(平 20 規則 37・一部改正)

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第 10 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第 4 号)により市長に対して自ら申請しなければならないものとする。この場合において、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書には登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第 5 号)の交付の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の記載事項等)

第 11 条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長が認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(災害時における場合の認可地縁団体印鑑登録証明)

第 12 条 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和 55 年和泉市条例第 16 号)第 15 条に規定する場合における認可地縁団体印鑑登録証明書の発行については、登録印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票を照合確認の上、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(文書の保存期間)

第 13 条 認可地縁団体印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間の範囲内とするものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票にあつては、5 年
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票を除く書類にあつては、2 年

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

(閲覧の禁止)

第15条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(代理人による申請等)

第16条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。この場合において、第3条、第4条、第7条及び第10条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録を受けようとする者の代理人」と、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

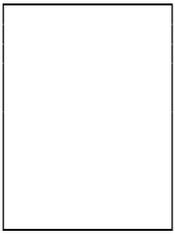
附 則 (令和元年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

認可地縁団体印鑑登録申請書

和泉市長 あて

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() 実印	生年月日	年 月 日
	住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

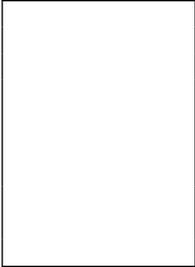
申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第2号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

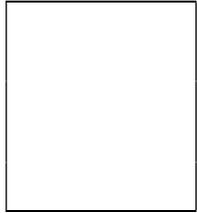
印 影 	(1) 登録番号	
	(2) 登録年月日	
	(3) 認可地縁団体の名称	
	(4) 認可地縁団体の事務所の所在地	
	(5) 認可地縁団体の認可年月日	年 月 日
	(6) 登録資格	
	(7) 代表者等の氏名	
	(8) 代表者等の生年月日	年 月 日
	(9) 代表者等の住所	
	(10) その他	

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

和泉市長 あて

年 月 日

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	() 印	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の廃止を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

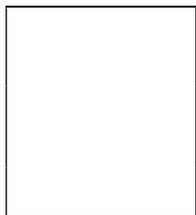
様式第4号(第10条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

和泉市長 あて

年 月 日

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	() 印	生年月日	年 月 日

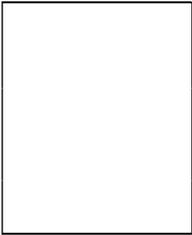
上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書

印 影 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

和泉市長 印